

2017年8月4日

**理事長・研究倫理委員長 声明**  
**『東京大学における「研究不正の申立てに関する調査結果報告」について』**

関係各位

特定非営利活動法人 日本分子生物学会  
第20期理事長 杉本亜砂子  
第20期研究倫理委員長 塩見 春彦

2017年8月1日付東京大学における記者会見で、本学会会員を含む東京大学医学系研究科5教授および分子細胞生物学研究所1教授の論文22報についての捏造及び改ざんの疑義申立てに関する調査結果報告が報じられました。学会として研究倫理問題および研究不正防止に積極的に取り組んできたにもかかわらず、本学会の理事経験者である東京大学分子細胞生物学研究所教授が不正行為を行ったと認定されたことはたいへん遺憾に思います。また、調査結果報告では、捏造あるいは改ざんと認定されなかった論文の一部にも「不適切な加工」や「ケアレスミス」が多数存在したことが報告されています。これらの行為も研究者の信頼性を損なうものであると考えます。

本学会ではひきつづき、健全な研究活動が行われる研究者コミュニティの構築をめざし、『日本分子生物学会 倫理要綱』（2017年1月10日制定）に基づいて研究倫理教育・研究不正防止教育を推進いたします。

今後とも本学会の活動へのご理解ご協力をお願いいたします。